

沼津市役所

産業振興部 水産海浜課 御中

井田防波堤への係留に関する小生の問い合わせに早速ご回答を戴きました有難うございました。

プレジャーボートでマリンレジャーを楽しむ者にとって寄港地でのトラブル(主として釣り人)は実に嫌な事で折角高揚している楽しい気持ちが一瞬にして壊れてしまいます。ましてや地元から禁止だから出て行けなんて言われた場合は乗組みのクルー・ゲスト全員がたいへんなショックを受けてしまいます。従って僚船間で情報のやり取りをして出来る限り事前にその港について調査をして入港しております。井田については今年 6 月 1 日に寄港して以来なのでその後の変化については一昨日の情報にて知り得た次第です。事前連絡についての件については出来る限り協力はいたします。がご回答戴いた文書について下記の点について再度お尋ね致しますが明確な根拠がない場合は看板等による処置は行政不服として撤回を求めます。

#### 記

- 1 沼津市の「漁港管理条例」のコピーを一部提供して下さい。Net でダウンロード出来ればそのサイトを教えて下さい。沼津市のHPでは判らなかったのです
- 2 「地元自治会と沼津市が協議した結果」とありますが  
漁港の管理を自治会に委託してあるのか否か 委託した場合はその協定書的な内容を記した文書を提示して下さい。  
漁港としての施設管理に民間組織の自治会が立ち入る事に疑問を持ちます。
- 3 堤防上でバーベキューを行ってはいけない、漁港管理条例の条文はどこに当たるでしょうか
- 4 バーベキューとはどのような事をさしていますか、小さなガスコンロで串焼きをしてもバーベキューでしょうか
- 5 火気の使用を禁止するとの事ですが、その根拠(条例文)を示してください。  
井田の堤防でキャンプファイヤーとはいかないがガスコンロを使うくらいは山林のキャンプ場の焚き火場より数 10 倍安全性が高いと考えます。
- 6 「酒を飲んで騒ぐ」は迷惑防止条例に該当するかと思いますが、堤防から民家まで 100m 近く離れ、頑丈な防波堤に遮られた場所でどの程度の騒音が聞こえるのか、実際に起きている騒音量がどの程度か示してください。
- 7 プレジャーボートが「ゴミを海水浴場に投棄する」小生が数 10 年井田に訪問している限り皆無ですが、不法投棄者本人を取り締まってください。関係ない人間を対象にするのは大変な迷惑です。現場写真などの証拠物件を示してください。  
釣り人が捨てる餌やビニ袋と切れた釣り針を対象にする方が適切です。
- 8 公平性の原則から見て 物揚場にはダイビングショップのエアボンベ リヤカー

軽トラックが常時見受けられます。またショップのお客様が独自にテーブル等を出してマリンレジャーを満喫している姿も見受けられます。これらに対してはどのような処置になるでしょうか。

- 9 海水浴シーズンになると、漁港内に海水浴エリアのロープを張り巡らし漁場を占有している事実。

漁港管理条例との関連性はどの様になりますか(漁業活動に支障はでないでしょうか)

- 10 同じくシーズン中は物揚場に一般の海水浴客が簡易テントを張って一日を過ごしている、一個人が物揚場を長時間占拠しています。プレジャーボートの係留を 1~2 時間程度しか認めないで、海水浴客の占有時間は野放しでしょうか、公平の原則に反する気がします
- 11 井田に「いど丸」と云う遊漁船が常時係留しております、この船主とは長年の顔馴染みでいつも笑顔で挨拶を交わしておりますが、公平性の立場から言うなれば漁船では無い筈です。この船に対する処置はどうなりますか
- 12 プレジャーボートの係留は地元漁船とのトラブルは避ける為どんな場合でも、漁業に支障と云われれば即座に移動する準備はしている。トイレ等利用の為の 1~2 時間係留は認めるが 5~6 時間は認めない理由の根拠を示してください。
- 13 上記と同じですが移動手段は違ってもプレジャーボートと云えども安全な海水浴を楽しむ為に家族や子供を連れて海水浴場に向きます。その場合係留時間が 1~2 時間しか許可できないとの根拠を示してください。
- 14 静岡県漁港管理条例では漁船以外の船が漁港に岸壁係留する場合 20ton 未満の場合は 1 隻 24 時間¥72 円と規定されています。沼津市の料金はどの様になっていますか、その場合の申請場所、支払い方法を示してください。  
(土肥港以南の漁港は漁協に連絡・支払う但し日帰りは申請も支払いも不要)
- 15 漁港内での火気の使用禁止・飲酒禁止は条例どの部分で規定されているか示してください。
- 16 プレジャーボートの航行は予め目的地を決めてあっても当日の海況によって変更は多々あり、事前申請はあくまで予定でしかない。土肥港以南の漁港の様なシステムにならないでしょうか
- 17 事前申請にたいするイエス・ノーの回答を下さい。只申請すればよいでは行政の片手落ちと考えます。(申請者→市→地元→市→申請者の手順で)
- 18 マリーナ所属のボートは出航届を出す様ですが、今回の入港禁止処置は各マリーナに連絡をしておりますか。してあったとすればどのような文書か示してください、小生はマリーナ所属では有りません。

以上 順序も整っておらず拙文で恐縮ですが上記 18 項目についてのお尋ねを致します、お忙しい所申し訳ありませんが、真夏のシーズン中ですので 8 月 22 日までにご回答戴けるよ

うお願いいたします。

#### 追記

井田港は定期船の発着がなくなり、漁船の入出港や漁民の仕事も皆無になって久しくなり、沼津市管内でプレジャーボートが落着いてマリンレジャーを楽しむ大瀬以外に唯一の場所になっております。迷惑行為をする人間がいた場合はその本人に対して処置をしてください。戸田には警察官も常駐している筈です。静かに海を楽しむ者と混同しない様お願いいたします。

沼津市の海岸線は波静かな内浦湾を中心にマリンレジャーに適する条件がこれほど揃っているのに何故もっと積極的にレジャーボートを大切にしないのでしょうか。数百隻あるプレジャーボートが出航しても気持ちよく停泊できる港が殆ど無く折角ボートを購入しても短期間で嫌気がさし利用度が極端に減ってしまいます。多くのプレジャーボートが泣いています。関東圏のマリンポットとして行政を中心にマリンレジャーの楽しめる沼津にして欲しいですね。

特に沼津港内港に浮棧橋を設けてボートで立寄って食事が楽しめる様にしたら観光スポットとして脚光を浴びる事と考えます。三浦三崎港も参考になると思います又東京湾の混雑した危険海域より安全性が高く綺麗な海と富士山をもっと活用して下さい。

漁港管理条例では漁船以外の船舶が停泊する場合の利用料金が定められている筈です。無料で港湾施設を利用しよう等とは考えておりません。漁業とレジャーが両立するよう条例を整え気持ちよくプレジャーボートが寄港できる様に対策を立ててください。その様な場合は利用者側の意見を必ず聞いて・・・

平成 26 年 8 月 16 日(2014 年)

〒419-0111

田方郡函南町畑毛 698-223

落合 衛

TEL 055-979-5431

FAX 055-979-5437

email [captain@antares3.com](mailto:captain@antares3.com)

HP 「アンタレス 3」 検索

<http://www.antares3.com/>